

氏名 _____

令和5年7月14日実施 沖縄総合事務局

法令試験問題

解答用紙

問 1

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

問 2

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

令和5年7月14日 沖縄総合事務局法令試験問題

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業の運送約款に定める事項には、運送責任の始期及び終期が含まれています。
2. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく輸送実績報告書を提出していなくても、個人タクシー事業の更新後の許可期限には影響しません。
3. 道路運送法の規定により、国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を営することはできません。
4. 自動車の装置が、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合しなければその自動車を運行することができません。
5. 個人タクシー事業者は、業務中に疾病によりタクシーの運転を継続することができなくなる自動車事故を引き起こした場合、死傷者が生じていなくても自動車事故報告書を提出しなければなりません。
6. 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、30日以内に届け出なければなりません。
7. 「回送板」の使用方法については、運送約款に定めこれを明示しなければなりません。
8. 個人タクシー事業者が、運賃料金をクレジットカードにより精算しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。
9. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、300グラムのマッチをタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
10. 旅客自動車運送事業等報告規則の規定により、個人タクシー事業者は、法人タクシー事業者と異なり事業報告書を提出する義務がありません。

11. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、事業者が特約に応じたときは、旅客から収受する運賃及び料金の額は、地方運輸局長から認可を受けたものでなくてもよいことが規定されています。
12. 運賃改定の申請は、運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に受け付けます。そして、申請があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の7割を超えた場合に、運賃改定手続を開始します。
13. タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きが必要になります。
14. 運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定めなければなりません。
15. 旅客自動車運送事業運輸規則には、事業者間の活発な競争を促進することが、その目的として規定されています。
16. タクシー事業者は、金額の多少にかかわらず運賃又は料金を収受した場合、旅客の請求があったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。
17. 個人タクシー事業者が、その事業を60日間休止しようとする場合には「運転日報」にその旨を明記することにより、道路運送法第38条第1項の規定による「事業の休止届出書」を提出する必要はありません。
18. 事業用自動車の所有者の住所変更の場合は、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
19. 個人タクシー事業を営むためには、道路運送法に規定されている特定旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。
20. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要するときは乗合旅客の運送をすることができます。
21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるとき、又は旅客の運送を容易に継続することができるときであっても、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することはできません。

22. 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合、相続人が第二種運転免許を取得していれば、認可を受けなくても事業を継続することができます。
23. 事業用自動車の自動車検査証の有効期間は1年とされていますが、個人タクシーの事業用自動車に限っては2年とされています。
24. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、原則、運送の申込みを受けた順序で旅客の運送を行わなければなりません。
25. 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款において、事業者は、道路の損壊により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負うものと定められています。
26. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書は、管轄の警察署が発行する事故証明書をもってこれに替えることはできません。
27. 旅客自動車運送事業運輸規則においては、事業者に対して、タクシー車内に運賃及び料金並びに運送約款を旅客に見やすいように掲示することが義務付けられています。
28. タクシー車両の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から1年間と定められています。
29. 地方運輸局長は、道路運送法の規定で、法律の施行に必要な限度において一般旅客自動車運送事業者に事業に関する報告をさせることができるとされています。
30. 個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車が故障等により使用できなくなった場合、一時的にでも自家用自動車を使用して、事業を行うことはできません。
31. 乗務記録には、休憩した場合の記録は不要です。
32. 個人タクシー事業者は、運行の管理を自ら行わなければなりません、運行管理者の資格を取得する必要はありません。
33. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」及び「輸送実績報告書」を毎事業年度の経過後百日以内に提出しなければなりません。
34. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければなりません、個人タクシー事業者はその適用が除外されます。

35. 事業者は、休止している事業を再開した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。

問2 次の法令の（ ）にあてはまる言葉を下欄の枠内から選び、その記号を解答用紙に記入して下さい。

○道路運送法

(許可の取消し等)

第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、(①) 以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した(②) に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

三 (省略)

○旅客自動車運送事業運輸規則

(苦情処理)

第三条 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、(③) しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

2 旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して(④) 保存しなければならない。

一 苦情の内容

二 原因究明の結果

三 苦情に対する(③) の内容

四 (⑤)

五 苦情処理を担当した者

ア 事実確認	イ 期限	ウ 弁明	エ 連絡
オ 条件	カ 再発防止	キ 6月	ク 回答
ケ 不当な要求	コ 遵守	サ 保護	シ 1年間
ス 3月	セ 1年間	ソ 改善措置	

令和5年7月14日実施 沖縄総合事務局

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問 1

1	○ 運施12	2	× 期限更新	3	○ 運3	4	○ 車41	5	○ 事故2+3
6	× 運9-3	7	× 運施12+輸50	8	× 規定なし	9	× 輸13+52	10	× 報告2
11	× 約款1+5	12	○ 運賃処理	13	× 運9-3	14	× 運施4	15	× 輸1
16	○ 輸10	17	× 期限更新	18	× 車12+13	19	× 運4	20	○ 運21
21	× 輸43	22	× 運37	23	× 車61	24	○ 運14	25	× 約款9
26	○ 事故3	27	× 輸4	28	○ 点検4	29	○ 運94	30	○ 運78
31	× 輸25	32	○ 運23	33	× 報告2	34	× 輸47	35	○ 運施66

問 2

①	キ	②	オ	③	ウ	④	セ	⑤	ソ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 句読点の違いは既出扱いです。
- 12 は法改正で「7割超えたら3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始」に変わったが、ここでは○とします。
- 17 は「した場合」から「しようとする場合」に時系列が変わった新型設問。